

◇ 資 料 ◇

『1804年ナポレオン民法典』（4）

中 村 義 孝* (訳)

第 5 章 遺贈に関する規定 (Des Dispositions testamentaires)

第 1 節 遺贈の手続きに関する一般原則 (Des Règles générales sur la
Forme des Testaments)

第967条 すべての者は、相続人の指定の名義で、遺贈の名義で、またはその他自己の意思を表明するのに適した名称で、遺贈による財産を自由に処分することができる。

第968条 2人以上の者が第三者のためにまたは相互に処分する名義で同一の証書において一つの遺贈をすることはできない。

第969条 遺贈は、自筆によりまたは公の証書によりもしくは秘密の形式で行うことができる。

第970条 自筆の遺贈証書は、遺贈者自身がその手で、全体の記述をし、日付および署名を記入しなければ効力はない。その他のいかなる形式にも拘束されない。

第971条 公の遺贈証書とは、2人の証人の前で2人の公証人が記入しまたは4人の証人の前で1人の公証人が記入した証書である。

第972条 2人の公証人が記入した遺贈証書は、遺贈者が公証人に口述し、口述された通り2人の公証人のうちの1人が記述しなければならない。

1人の公証人しかいないときは同様に遺贈者が口述し、その公証人が記述しなければならない。

前2項のいずれの場合も証人の前で遺贈者に読み聞かせなければならない。

* なかむら・よしたか 立命館大学名誉教授

以上のすべてのことは証書に明示される。

第973条 遺贈証書には遺贈者が署名しなければならない。遺贈者が署名することを知らないかまたは署名できないと申し出たときは、その申し出ならびに署名できない理由を遺贈証書に明記しなければならない。

第974条 遺贈証書には証人も署名しなければならない。但し、田舎においては2人の公証人が受理したときは2人の公証人のうちの1人の署名で足り、1人の公証人が受理したときは4人の証人のうちの2人の署名で足りる。

第975条 いかなる名義によっても受贈者、その4親等までの血族もしくは姻族および証書を受理した公証人の書記は、公の証書による遺贈の証人となることはできない。

第976条 遺贈者が秘密の形式による遺贈を望むときは、自ら遺贈証書を書いたときでもまたは他人に書かせたときでも、自分で遺贈証書に署名しなければならない。遺贈証書を書いた紙または封筒用の紙を用いたときは封をして押印しなければならない。遺贈者は、封をして押印したものを公証人1人と証人6人以上に提出しなければならない。遺贈者は、その紙に記入した内容が自分が書き署名した遺贈証書であることまたは他人に書かせ自分で署名した遺贈証書であることを申告しなければならない。公証人は、その紙に遺贈証書の上書き証書（acte de suscription）を作成し、封筒に入れなければならない。上書き証書には遺贈者、公証人およびすべての証人が署名しなければならない。遺贈者が遺贈証書に署名した後支障が生じ上書き証書に署名できないときは、遺贈者が行った申告を記載しなければならない。その場合は証人の数を増やす必要はない。

第977条 遺贈者が署名することを知らないかまたは遺贈証書を書かせたときに署名できない場合は、前条に定められた数以外に上書き証書のために1人の証人が呼び出されなければならない。その証人は他の証人と共に証書に署名しなければならない。その証人が呼び出された理由が記載されなければならない。

第978条 読むことを知らないか読むことができない者は、秘密の形式による遺贈を行うことはできない。

第979条 遺贈者が話すことはできないが書くことはできる場合には、秘密の形式による遺贈を行うことができ、その場合は遺贈者が遺贈証書全部を書き、日付および署名を手書きし、その遺贈証書を公証人および証人に提出しなければならない。遺贈者は、公証人および証人の前で、提出した書面は遺贈証書であることを上書き証書の上部に記入しなければならない。その後、公証人は上書

き証書を書き、遺贈者が公証人と証人の前でそれを書いたことが記載されなければならない。さらに、すべてのことは第976条に定められていることを遵守しなければならない。

第980条 遺贈に立ち会うために呼び出される証人は男性、成人および民事上の権利を享有する者でなければならない。

第2節 一定の遺贈手続きに関する特別原則 (Des Règles particulières sur la Forme des certains Testaments)

第981条 兵士および軍に雇用されている者の遺贈証書は、いずれの国で作成されようとも、大隊長もしくは中隊長またはその他の上級士官により2人の証人の前で、または2人の軍事委員もしくはその内の1人により2人の証人の前で受理されなければならない。

第982条 遺贈者が病気または負傷しているときは、学位のない特別免許の開業医の長 (officier de santé en chef) が病院の治安にあたる軍隊の指揮官の立ち会いのもとで遺贈証書を受け取ることができる。

第983条 前2条の遺贈証書は、軍隊に派遣されている者、共和国領土外の宿营地もしくは駐屯地にいる者または敵の捕虜となっている者のためでなければ適用されない。敵に包囲された場所または要塞、戦争のために門が閉鎖され交通が妨げられているその他の場所にいる限り、国内の宿营地または駐屯地にいる者は、前2条を利用することができる。

第984条 上で定めた手続きでなされた遺贈証書は、遺贈者が通常の手続きで軍の雇用を離れた場所に戻ってから6カ月後に無効となる。

第985条 ペストまたはその他の伝染病により交通が遮断されている場所での遺贈証書は、2人の証人の前で治安判事または1人の市町村官吏のもとで作成することができる。

第986条 この規定は、それらの病気に罹っている者、現実にそれらの病気に罹っていないけれども病気が伝染している場所にいる者に適用される。

第987条 前2条に定められた遺贈証書は、遺贈者がいる場所において交通が回復してから6カ月後にまたは交通が遮断されていない場所では6カ月後に無効となる。

第988条 航海中に海上で書かれた遺贈証書は、次の場合に受理される。

艦船および国家のその他の船舶においては、船舶の指揮官により、指揮官がいないときには職階上その代理により、官吏または船舶の職務を遂行する者と

共に受理される。

商船においては、帳簿係またはその職務を行う者、船長、指揮者により、それらの者がいないときはそれに替わる者により受理される。

いずれの場合においてもこの遺贈証書は、2人の証人の面前で受理されなければならない。

第989条 国家の船舶においては船長または行政士官の遺贈証書、商船においては船長または帳簿係の遺贈証書は、職階上次の者が受理することができる。その他のことについては前2条の規定に従う。

第990条 いずれの場合にも、前2条が定める遺贈証書の原本2通を作成しなければならない。

第991条 船舶がフランスの通商関係の参事官（*commissaire des relations commerciales*）がいる外国の港に接岸するときは、遺贈証書を受領した者は遺贈証書の原本1通を封印して参事官に届けなければならない。それを受け取った参事官は海軍大臣（*ministre de la marine*）に届けなければならない。海軍大臣はその証書を遺贈者の住所地の治安裁判所書記課に届けなければならない。

第992条 船舶がフランスに戻ったときは、艀装港またはそれ以外の港において、遺贈証書の2通の原本に同様に封印をしてまたは前条に従って航海中に1通を参事官に提出したときは残っている1通を海軍登記所の係官に提出しなければならない。この係官はその1通を直ちに海軍大臣に手渡さなければならない。海軍大臣は前条に定められたとおりその提出を命じなければならない。

第993条 船舶の船員名簿に遺贈者の氏名を記した余白に、通商関係の参事官または登記所の係官に遺贈証書の原本を提出したことが記載されなければならない。

第994条 航海中に作成されたものであってもフランスの官吏がいる外国の領地またはフランス領土に船舶が接岸したときに遺贈証書が作成された場合は、その遺贈証書は海上で作成したものとはみなされない。その場合に遺贈証書がフランスで定められた方式に従ってまたはそれが作成された国で用いられる方式に従って作成されなかったときは、遺贈証書は効力がない。

第995条 前数条の規定は、船舶の乗組員ではない単なる乗客が作成した遺贈証書にも共通して適用される。

第996条 第988条に定められた方式で海上において作成された遺贈証書は、遺贈者が海上で死亡したときまたは遺贈者が通常の方式で証書を作成し直すことができる場所に上陸した後3カ月以内に死亡したときでなければ効力はない。

第997条 海上で作成した遺贈証書には遺贈者の親族ではない船舶の士官のための処分行為を含むことはできない。

第998条 本節の上記の数条が定める遺贈証書は、遺贈者およびその証書を受領する者により署名されなければならない。

遺贈者が署名することを知らないか署名できないときは、その申し立てならびに署名を妨げる理由を記載しなければならない。

2人の証人の立ち会いが必要な場合には、遺贈証書には少なくともその内の1人が署名しなければならず、他の1人が署名しない理由を記載しなければならない。

第999条 外国にいるフランス人は、第970条が定めるように私署した証書によりまたは証書を作成する場所で用いられている方式での公署証書により遺贈処分をすることができる。

第1000条 外国で作成された遺贈証書は、遺贈者の住所がフランスにあるときはその住所地の登記所または住所がフランスにないときはフランスにおいて知られた最後の住所地の登記所に登記した後でなければフランスにある動産について執行することはできない。遺贈証書がフランスにある不動産処分を含んでいる場合は、さらに不動産所在地の登記所に登記しなければならない。但し、2倍の手数料を支払う必要はない。

第1001条 本節および前節の規定に拘束される各種の遺贈証書の方式は、必ず遵守されなければならない遵守されなかったときは無効とする。

第3節 相続人の制度および遺贈一般 (Des Institutions d'héritier, et des Legs en général)

第1002条 遺言による処分 (dispositions testamentaires) は包括遺贈、包括名義遺贈、特定名義遺贈とする。

相続人制度の名において作成されたまたは遺贈の名において作成された遺言による処分は、包括遺贈、包括名義遺贈および特定名義遺贈について定められる以下の規定に従って効力を生じる。

第4節 包括遺贈 (Du Legs universel)

第1003条 包括遺贈とは、遺贈者の死亡のときに遺贈者が残した全財産を1人または複数の者に与える遺贈処分をいう。

第1004条 遺贈者の死亡の場合に、法律により定められた財産の処分任意分を有す

る相続人があるときは、この相続人は遺贈者の死亡によって相続財産の全部を当然に受け取る。包括受贈者は、遺贈に含まれる財産の引き渡しをその相続人に請求しなければならない。

第1005条 前条の場合において包括受贈者は、遺贈者の死亡の日から1年以内に財産引き渡しの請求がなされたときは、遺贈者の死亡の日から遺贈に含まれる財産を享有する。そうでないときは、財産の享有は、裁判上の請求がなされた日からでなければ開始されないまたはその引き渡しを自由意思で同意した日からでなければ開始されない。

第1006条 遺贈者の死亡のときに法律により定められた財産の処分任意分を有する相続人がいないときは、包括受贈者は、引き渡しの請求をせずに遺贈者の死亡によって相続財産の全部を当然に受け取る。

第1007条 自筆遺言書は、執行する前に、相続が開始される郡の第一審裁判所所長に提出されなければならない。遺言書が封印されているときは開封されなければならない。裁判所所長は提出の調書、開封および遺言の状態の調書を作成しなければならない。その調書を第一審裁判所所長が任命した公証人に寄託しなければならない。

遺言書が秘密遺言書であるときは、その提出、開封、調書作成および寄託は、前項と同様の方法で行われなければならない。但し、開封は上書き証書に署名しその場所にいるまたは呼び出された公証人および証人立ち会いのもで行わなければならない。

第1008条 第1006条の場合に遺言証書が自筆証書または秘密証書であるときは、包括受贈者は、裁判所所長の命令により寄託証書に添えて申請書の下部に記入して占有付与をしてもらわなければならない。

第1009条 包括受贈者が法律により財産の処分任意分をもつ相続人と競合するときは、遺贈者の相続財産について負債および費用を個人的な割合で負担しなければならない。但し、第926条および927条に定められたように縮小の場合はこの限りでない。

第5節 包括名義遺贈 (Du Legs à titre universel)

第1010条 包括名義遺贈とは、半分、3分の1またはすべての動産もしくは不動産またはすべての不動産もしくは動産の決められた処分任意分のような法律が遺贈者に処分を認めている財産の分け前を遺贈者が遺贈することをいう。

その他すべての遺贈は、特定名義遺贈を構成するに過ぎない。

第1011条 包括名義受贈者は、法律が財産の任意処分を認めている相続人に自分が得ることのできる財産の引き渡しを請求しなければならない。その相続人がいないときは、包括受贈者に引き渡しを請求しなければならない。包括受贈者がいないときは、相続編に定められた順に相続人に引き渡しを請求しなければならない。

第1012条 包括名義受贈者は、包括受贈者のように遺贈者の相続財産の負債および費用を負担しなければならないが、個人的には自己の取り分およびすべての者のために抵当付きで負担しなければならない。

第1013条 遺贈者が包括名義のある財産の処分任意分の一部だけを遺贈したときは、その受贈者は当然の相続人とともに協力して特定遺贈を引き渡さなければならない。

第6節 特定遺贈 (Des Legs particuliers)

第1014条 すべての単純遺贈は、遺贈者の死亡の日から受贈者に遺贈された物に対する権利を与え、その権利を相続人または承継人に譲渡することができる。

特定受贈者は、第1011条に定められた順序に従って財産の引き渡しを請求した日または任意に引き渡しの承諾をした日からでなければ遺贈された物を所有することはできないし、またその果実もしくは利息を要求することもできない。

第1015条 次の場合には、受贈者は裁判上の請求を行うことなしに遺贈者の死亡の日から遺贈された物の利益または果実を所有することができる。

1. 遺贈者が遺贈証書にこの点について自己の意思を明確に記入したとき、
2. 終身定期金または定期金が扶養の名目で遺贈されたとき。

第1016条 引き渡しを請求する費用は、相続財産から差し引かれる。但し、遺留分 (réserve légale) を減少することはできない。

登記の費用は、受贈者が支払わなければならない。

遺言書により前項と異なる記載があるときは、すべてを支払わなければならない。

それぞれの遺贈は別々に登記することができる。但し、その登記は受贈者またはその承継人以外の者の利益となることはない。

第1017条 遺贈者の相続人または遺贈のその他の債務者は、それぞれ相続によって得た財産の割合でその物を引き渡さなければならない。

前項の者は、一時的に占有している不動産の相続財産の価格にいたるまで抵当権付きですべてを引き渡さなければならない。

第1018条 遺贈された物は、遺贈者が死亡した日の状態で必要な付属物とともに引き渡さなければならない。

第1019条 不動産所有権を遺贈した者が取得により不動産を増加し、その不動産が前の不動産に隣接しているときは、新たな登記がなければその取得した不動産は、遺贈の一部とみなされ得ない。

遺贈された土地になされた美化もしくは新たな構築または遺贈者が敷地を増やした囲いについては、前項と異なり遺贈の一部とみなされる。

第1020条 遺贈の前またはその後に遺贈された物が相続の負債としてまたは第三者の負債として抵当に付されまたは用益権の負担が加えられたときは、遺贈を履行しなければならない者はそれを取り除く必要はない。但し、遺贈者の明確な処分行為によって抵当権または用益権の取り戻しを行う責任を明らかにしたときはこの限りでない。

第1021条 遺贈者が他人の物を遺贈したときは、遺贈者がその物が自分の物であるか否かを知っていようがいが、その遺贈は無効である。

第1022条 遺贈が不確定の物であるときは、相続人は最も質のよい物を渡す義務はなくまた最も質の悪い物を渡すことはできない。

第1023条 債権者になされた遺贈は、債権の相殺とみなすことはできず、また家事使用人になされた遺贈は家事使用人の給与の相殺とみなすこともできない。

第1024条 特定名義の受贈者は、相続の負債を払う必要はない。但し、上で定められた遺贈の縮小および債権者の抵当権訴訟はこの限りでない。

第7節 遺言執行者 (Des Exécuteurs testamentaires)

第1025条 遺言者は、1人または複数の遺言執行者を任命することができる。

第1026条 遺言者は、自己の動産の全部または一部だけの遺産占有 (saisine) [*無遺言相続の場合に嫡出相続人、非嫡出相続人、生存配偶者が、相続財産のすべての負担を弁済する義務のもとに、死亡者の財産、権利、訴権の占有権を法律上当然に取得すること、または遺留分の権利者がいない場合に包括受遺者が同様に占有権を当然に取得すること。] を与えることができる。但し、その遺産占有は遺言者が死亡したときから1年と1日を超えることはできない。

遺言者が遺言執行者に遺産占有を与えなかったときは、遺言執行者は遺産占有を要求することはできない。

第1027条 相続人は、遺贈された動産の支払いに十分な金高を遺言執行者に提供し
てまたはその支払いを証明して、遺言占有を中止させることができる。

第1028条 契約をすることができない者は、遺言執行者となることはできない。

第1029条 婚姻している女性は、夫の同意がなければ遺言執行者となることはでき
ない。

前項の女性が婚姻契約によってまたは判決によって財産を夫と分けていると
きは、夫の同意を得て遺言執行者となることができ、夫が同意を拒んだときは
婚姻編第217条および219条の規定に従って裁判所の許可を得て遺言執行者とな
ることができる。

第1030条 未成年者は、その後見人または保佐人の許可があっても、遺言執行者と
なることはできない。

第1031条 遺言執行者は、相続人が未成年者、禁治産者または生死不明者である
ときは、相続財産に封印をさせなければならない。

遺言執行者は、推定相続人の面前でまたはまたはそれらの者を正式に呼び出
して、相続財産の目録を作成させなければならない。

遺言執行者は、遺贈を履行するために十分な金銭がないときは、動産の売却
をさせなければならない。

遺言執行者は、相続の執行について管理しなければならず、またその執行に
ついて異議申し立てがあるときはその有効性を支援するために介入しなければ
ならない。

遺言執行者は、遺言者の死亡後1年が経過したら、その管理の報告をしなけ
ればならない。

第1032条 遺言執行者の権限は、相続人に移ることはない。

第1033条 遺言執行者が複数いるときは、そのうちの1人が他の遺言執行者に代
わって行動することができる。また複数の遺言執行者は、自分たちに託された
動産の報告について連帯して責任を負わなければならない。但し、遺言者が遺
言執行者の役割を分割し且つ各遺言執行者が自己に託された役割だけを行うと
きはこの限りでない。

第1034条 封印、目録、報告について遺言執行者によって支払われた費用およびそ
の役割に関する費用は、相続財産から支払われなければならない。

第8節 遺言書の取り消しおよびその失効状態（De la Révocation des Testaments, et de leur Caducité）

第1035条 遺言書の一部または全部は、後の遺言書または任意に変更した申し立てを記した公証人の面前での証書によらなければ取り消しできない。

第1036条 前の遺言書を明示の方法で取り消さない後の遺言書は、前の遺言書で後の遺言書と両立しない条項または反する条項だけしか取り消しできない。

第1037条 後の遺言書でなされた取り消しは、指定相続人（héritier institué）もしくは受贈者が無能力者であるためまたは遺贈を受けることを拒否したため、新たな証書が執行されないままであっても、すべて効力を有する。

第1038条 遺贈された物の全部または一部について遺贈者が行ったすべての譲渡は、買い戻しの権利をもった売却または交換による場合でも、後の譲渡が無効であってもまたその物が遺言者に戻ったときであっても、譲渡された物のすべてについて遺贈の取り消しをもたらす。

第1039条 すべての遺言による処分は、遺言を受ける者が遺言者より先に死亡したときは、無効とする。

第1040条 不確定な結果に依存する条件の下でなされたあらゆる遺言による処分および結果が生じまたは生じない限りその処分は執行してはならないという遺言者の意図での遺言による処分は、指定相続人もしくは受贈者が条件が満たされる前に死亡したときは無効とする。

第1041条 遺言者の意図で遺言による処分の執行を延期するという条件は、指定相続人または受贈者が相続を得る権利およびその相続人に移転する権利を妨げない。

第1042条 遺贈された物が遺贈者の生存中に全部滅失したときは、遺贈は無効とする。

遺贈された物が遺贈者の死後に、相続人の行為および過失によらないで相続人がその引き渡しを遅延したときでも、その物が受贈者のもとで滅失したときは前項と同様とする。

第1043条 指定相続人もしくは受贈者が遺贈された物を放棄しまたはその物を受けることができないときは、遺贈処分は無効である。

第1044条 数人の者に同時に遺贈がなされたときは、受贈者の利益になるように増加される。

同一の遺贈処分によって遺贈がなされ且つ遺贈者が遺贈された物について共

同受贈者の取り分を指定しなかったときは、遺贈は同時に数人の受贈者になされたものとみなされる。

第1045条 一つの物が同一の遺贈証書によって複数の者に別々に遺贈された場合、遺贈物を壊さずには分けられないときは、連帯して共同受贈者に遺贈されたものとみなされる。

第1046条 第954条および955条1号、2号の規定に従い生存中の遺贈の取り消しを請求できる同様の理由があるときは、遺言による処分を取り消しを請求することができる。

第1047条 前条の請求が遺贈者の評判を著しく侮辱することによるときは、その請求は侮辱行為の時から1年以内に行われなければならない。

第6章 贈与者もしくは遺贈者の孫または兄弟姉妹の子のために認められる処分 (Des Dispositions permises en faveur des Petits-enfants du Donateur ou Testateur, ou des Enfants de ses Frères et Soeurs)

第1048条 父母が処分することができる財産は、第1親等に限って、贈与者の新しく生まれた子およびこれから生まれる子に返還することを条件として、その全部または一部を生前贈与証書または遺贈証書によって、1人または複数の子に与えることができる。

第1049条 父母が子がなくて死亡した場合は、死亡した者が生前贈与証書または遺贈証書により1人または複数の兄弟姉妹のためになした財産の全部または一部の処分、法律がその相続の場合に兄弟姉妹、受贈者の第1親等の子またはこれから生まれる子に財産を返還すること条件とする処分は有効とする。

第1050条 前2条によって認められる処分は、年齢および性別による差別なくすべての子およびこれから生まれる子のために返還する条件が定められている場合に限って有効である。

第1051条 前数条の場合において、その子のために返還義務のある受贈者が第1親等の子および先に死亡した子の卑属を残して死亡したときは、第1親等の子および死亡した子の卑属は、代襲により先に死亡した子の取り分を受け取る。

第1052条 返還義務なしに生前行為により贈与を受けた子、兄弟姉妹は、先に贈与された財産が引き渡しの義務が課せられたままであるという条件で生前贈与証書または遺贈証書によりなされた新たな無償処分 (libéralité) を受け取ったときは、第2の処分行為に含まれる財産を返還することを申し出ても、その者の

ためになされた二つの処分行為を分割することはできずまた最初の処分行為だけにとどめておくために第2の処分行為を放棄することもできない。

第1053条 いかなる理由によっても、返還義務のある子および兄弟姉妹が財産の享有を終ったときに、訴訟当事者の諸権利が開始する。訴訟当事者のために財産の享有が終る前になされた放棄は、放棄前の債権者に損害を与えることはできない。

第1054条 返還義務のある贈与を受けた妻は、返還すべき財産について、自由な財産が不十分なときは、嫁資財産のためだけでなければ且つ遺言者が明白にそれを遺贈した場合だけでなければ、補完的申し立て（recours subsidiaire）をすることはできない。

第1055条 前数条により認められた処分をなす者は、同一の証書によりまたは後の公正証書により、その処分行為を執行する後見人を任命することができる。この後見人は、未成年、後見および後見解放の編第2章6節に定められた理由のいずれかによらなければその任務を免除されない。

第1056条 前条の後見人がいないときは、遺贈を受けた者の請求によりまたはその者が未成年者であるときはその後見人の請求により、贈与者または遺贈者の死亡の日から1カ月以内にまたはその死亡後にその処分行為の証書が知られたときはその日から1カ月以内に後見人が任命されなければならない。

第1057条 返還義務のある贈与を受けた者が前条の規定を満たしていないときは、処分の権利を失う。その場合は、贈与を受けた者の子が成年であるときは贈与を受けた者の請求により、その子が未成年もしくは禁治産者であるときは後見人もしくは保佐人の請求により、その子が成年、未成年もしくは禁治産者であるときはそれらの者の親族の請求によりまたは相続が開始される場所の第一審裁判所の検察官の請求により、職権で贈与を受けた者のために処分の権利が開始される。

第1058条 返還義務を負っていた者が死亡した後は、相続に含まれているすべての財産の目録については通常の手続で実施されなければならない。但し、特定遺贈についてはこの限りでない。この目録には動産の正確な価格査定を記さなければならない。

第1059条 前条の目録は、返還義務のある贈与を受けた者の申請により、相続編に定められた期間内に、目録執行のために任命された後見人の面前で作成されなければならない。目録作成の費用は、処分行為に含まれる財産から差し引かれる。

- 第1060条 目録が前条の期間内に贈与を受けた者の申請により作成されなかったときは、その翌月中に目録執行のために任命された後見人の請求により、贈与を受けた者またはその後見人の前で目録が作成されなければならない。
- 第1061条 前2条の規定に従わなかったときは、贈与を受けた者またはその後見人および目録執行のために任命された後見人を呼び出して、第1057条に定められた者の請求により同様の目録が作成されなければならない。
- 第1062条 返還義務のある贈与を受けた者は、掲示して競売により、処分に含まれるすべての財産の売却をしなければならない。但し、次の2カ条に定められた物はこの限りでない。
- 第1063条 もとの状態のままて保存するという明白な条件で処分行為に含まれていた動産およびその他の物は、返還のときの現状で引き渡しをしなければならない。
- 第1064条 土地を活用するのに役立つ家畜および道具は、その土地の生前贈与または遺贈に含まれるものとみなされる。返還義務のある贈与を受けた者は、返還のときの価格に等しい価格を返還するために家畜および道具を評価してもらわなければならない。
- 第1065条 返還義務のある贈与を受けた者は、目録終了の日から6カ月の期間内に、売却された動産の価格から生じた現金および積極財産から受け取った現金を用いなければならない。
必要がある場合は、前項の期間を延期することができる。
- 第1066条 返還義務のある贈与を受けた者は、遅くとも金銭を受け取った後3カ月以内に、同様に、取り戻された積極財産および年金の支払いから生じた金銭を用いなければならない。
- 第1067条 贈与者が現金を使用すべき財産の性質を指示しているときは、その使用は贈与者が定めた方法に従ってなされなければならない。その方法が定められていないときは、不動産についてしか使用できず、不動産についての特権をもって使用することができる。
- 第1068条 前2条に定められた使用は、執行のために任命された後見人の面前で且つ後見人の請求によりなされなければならない。
- 第1069条 生前贈与証書または遺贈証書による約定は、返還を条件にして、返還義務のある贈与を受けた者または執行のために任命された後見人の請求により公にされなければならない。不動産については、不動産がある場所の登記所の登記簿に証書を登録することにより公にされなければならない。不動産について特

権をもって弁済順序が定められた金額については、特権に割り当てられた財産の登録により公にされなければならない。

第1070条 約定を記した証書が登記所へ登記されていないときは、債権者および第三取得者は、贈与を受けた者の未成年の子または禁治産者に対しても異議を申し立てることができる。但し、返還義務のある贈与を受けた者および執行のために任命された後見人に対してはこの限りではない。また返還義務のある贈与を受けた者および後見人が支払い能力がないときでも未成年の子または禁治産者は、登記がないことに対して返還を求められることはない。

第1071条 登記の欠如は、債権者または第三取得者がその登記を見た以外の方法によって贈与の約定について知ったことにより補充されないしまた治癒されたものともみなされない。

第1072条 贈与者、受贈者および贈与をした者の正当な相続人、同様にそれらの者の贈与者、受贈者、相続人は、いかなる場合においても、登記、登録がないことを訴える者に対して異議を申し立てることはできない。

第1073条 執行のために任命された後見人は、財産を証明するために、動産の売買のために、金銭の使用のために、登記および登録のために上で定められた規則に従わずまた一般的にきちんと且つ忠実に履行された返済義務に必要な手続きをしなかったときは、個人的に責任を負わなければならない。

第1074条 執行のために任命された後見人は、返還義務のある贈与を受けた者が未成年であるときは、その後見人が支払い不能の場合でも、本章の規定によって未成年者に定められている規定の不執行に対して返還を求められない。

第7章 父母その他の尊属による卑属に対する配分 (Des Partages faits par Père, Mère ou autres Ascendants, entre leurs Descendants)

第1075条 父母およびその他の尊属は、その子および卑属間に自分の財産を配分することができる。

第1076条 この配分は、生前贈与および相続について定めた方式と条件に従って、生前贈与または遺言の証書によってなすことができる。

生前贈与の証書によって行った配分は、現存する財産だけしか目的とすることはできない。

第1077条 尊属が死亡のときに残した全財産が配分に含まれていなかったときは、配分に含まれていなかった財産は法律に従って配分されなければならない。

第1078条 財産の配分が尊属死亡の時に生存していたすべての子および既に死亡し

ていた卑属になされていなかったときは、配分はすべてについて無効とする。
その場合は、いかなる部分も贈与されなかった子または卑属、配分を受けている者は法手続に従って新たな配分を求めることができる。

第1079条 尊属が行った配分に対しては4分の1以上の損害を理由として異議申し立てをすることができる。無遺言相続 (préciput) によってなされた配分および処分の結果、配分を受ける者の1人が法律が認めているよりかなりの余分の配分を受けた場合にも異議申し立てをすることができる。

第1080条 前条に定められた一つを理由として尊属が行った配分に異議を申し立てる子は、評価の費用を前もって支払わなければならない。異議申し立てに根拠がなかったときは、最終的に、訴訟の費用も負担しなければならない。

第8章 配偶者および婚姻から生まれる子に対する婚姻契約による贈与 (Des Donations faites par contrat de mariage aux Époux et aux Enfants à naître du mariage)

第1081条 現存する財産の生前贈与は、婚姻契約により夫婦またはその一方になされたものであっても、本編で定められた贈与についての一般原則に従わなければならない。

現存する財産の生前贈与は、本編第6章に定められた場合のほか、将来生まれてくる子のためになすことはできない。

第1082条 配偶者の父母、その他の尊属、傍系の親族および親族でない者は、婚姻契約により、死亡の日に残された財産の全部または一部をその配偶者または遺贈者である配偶者が受贈者である配偶者より長生きしたときは、婚姻契約から生まれてくる子およびその子孫のために贈与することができる。

その贈与は、夫婦またはその一方のみになされたときでも、贈与の方が長生きした場合は、婚姻から生まれてくる子およびその卑属のためになしたものとみなされなければならない。

第1083条 前条で定められた形式における贈与は、報酬なしにまたはそれ以外として僅かな報酬としてでなければ、贈与者がその贈与に含まれている物をさらに無償で処分することができないという意味においてのみ取り消すことはできない。

第1084条 婚姻契約による贈与は、現在の財産と将来得る財産を合わせて、全部またはその一部を贈与することができる。その場合には、贈与の日に現存する贈与者の負債の状況を証書に添付しなければならない。その場合、受贈者は贈与

者が死亡のときに現存する財産のみを受け贈与者のその他の財産を放棄することができる。

第1085条 前条で定められた状況が現在および将来の財産贈与を含む証書に添付されていないときは、受贈者はこの贈与全体について受理するかまたは放棄しなければならない。受理する場合は、受贈者は贈与者の死亡の日に現存した財産だけを要求することができ、また相続財産の負債および費用を支払わなければならない。

第1086条 夫婦およびその婚姻から生まれてくる子のために婚姻契約によりなされた贈与は、贈与者の相続財産についての負債をすべて一様に支払うという条件で、またはその執行が贈与者の意思によるというその他の条件で、贈与がなされる者が誰であろうとその者によってなすことができる。受贈者は、贈与を放棄しないときは上記の条件を満たさなければならない。また贈与者が婚姻契約によって現存する財産の贈与に含まれる財産またはその財産から得ることを定めた金高を処分する自由を留保した場合は、贈与者が処分する前に死亡したときは財産または金高は贈与に含まれるものとみなされ受贈者またはその相続人の所有となる。

第1087条 婚姻契約によってなされた贈与は、承諾がなかったからといって異議を申し立てることはできないしまた無効とされることもない。

第1088条 婚姻のためになした贈与は、婚姻をしなかったときは無効となる。

第1089条 前記第1082条、1084条および1086条に従って夫婦の一方に対してなされた贈与は、贈与者が受贈者である夫婦の一方およびその子孫より長生きしたときは無効となる。

第1090条 婚姻契約によって配偶者に対してなされた贈与は、贈与者の相続開始のときに法律が処分を認めている割合まで減らされる。

第9章 婚姻契約によるまたは婚姻期間中の配偶者間の贈与 (Des Dispositions entre Époux, soit par contrat de mariage, soit pendant le mariage)

第1091条 夫婦は、婚姻契約により、相互にまたは夫婦の一方が他方に以下の修正にもとづいて適当と判断する贈与をなすことができる。

第1092条 婚姻契約により夫婦間でなされた現存の財産についての生前贈与は、その条件が正式に表明されていないときは、受贈者が贈与者より長生きするという条件でなしたものとみなすことはできない。その贈与は、この種の贈与につ

いて上で定められた規則と手続きに従わなければならない。

第1093条 婚姻契約により夫婦間でなされた将来の財産または現在および将来の財産の贈与は、単純贈与であろうと相互贈与であろうと、第三者が夫婦になした贈与に関する前章で定められた規則に従わなければならない。その贈与は、受贈者である夫婦の一方が贈与者である他方の者より先に死亡したときは、婚姻から生まれた子に譲渡してはならない。

第1094条 夫婦は、子も卑属もない場合については、婚姻契約によりまたは婚姻期間中、夫婦の一方のために、部外者のために贈与できるすべての所有権および法律が相続人の利益に反して贈与することを禁じている部分の全部の用益権を贈与することができる。

贈与者である夫婦の一方が子または卑属を残していた場合については、夫婦の他方に所有権の4分の1および用益権の4分の1または用益権だけについては財産の半分を贈与することができる。

第1095条 未成年者は、婚姻契約によってもまたは単純贈与 (donation simple) または相互贈与 (donation réciproque) によっても婚姻の有効性について要求される者の同意および立ち会いがなければ、夫婦のもう一方の者に贈与することはできない。この同意があるときは、未成年者は、法律が成年の夫婦がもう一方の配偶者に認めているすべての物を贈与することができる。

第1096条 夫婦間でなされたすべての贈与は、生前贈与であっても常に取り消すことができる。

妻は、夫の許可がなくてもまた裁判による許可がなくても、贈与の取り消しをなすことができる。

この贈与は、子が生まれたときは取り消すことはできない。

第1097条 夫婦は、婚姻期間中は生前贈与証書によっても遺言によっても、1通の同一の証書によっていかなる相互贈与 (donation mutuelle et réciproque) も行うことはできない。

第1098条 前婚の子が数人ある夫または妻は、再婚したときは、最も少ない財産を受ける前婚の嫡出の子に等しい部分しか再婚の配偶者に贈与することはできない。またいかなる場合においてもその贈与は財産の4分の1を超えることはできない。

第1099条 夫または妻は前数条によって認められた部分を超えて贈与することはできない。

売買に仮装された贈与 (donation déguisée) または仲介者 (personne inter-

posée）に与えられた贈与は無効とする。

第1100条 夫または妻が前婚の配偶者の複数もしくは1人の子に与えた贈与および一方の配偶者が贈与のときに推定相続人となる親族に与えた贈与は、たとえその配偶者が受贈者である親族より前に死亡したときであっても、仲介者に与えられた贈与とみなされる。

第3編 契約または約定債務一般（Des Contrats ou des Obligations conventionnelles en général）

第1章 前置規定（Dispositions préliminaires）

第1101条 契約とは、ある1人または複数の者が他の1人または複数の者に対してなんらかの物を与え、またはなんらかのことをなしもしくはなさない約定のことである。

第1102条 契約は、契約当事者が相互に義務を負うときは、双務契約（contrat synallagmatique ou bilatéral）である。

第1103条 契約は、1人または複数の者が他の1人または複数の者に対して義務を生じ他の1人または複数の者には義務を生じないときは、片務契約（contrat unilatéral）である。

第1104条 契約は、各契約当事者が他の当事者が与えまたはなすのと等しい物を与えまたなすときは、等価交換契約（contrat commutatif）である。

等価性が不確定な出来事によって各当事者が得または失うことによるときは、射倖契約（contrat aléatoire）である。

第1105条 無償契約（contrat de bienfaisance）とは、一方の当事者が他方の当事者に完全に無償で利益を得させる契約である。

第1106条 有償契約（contrat à titre onéreux）とは、各契約当事者がある物を与えまたはある事をなす義務に服させる契約である。

第1107条 契約は、特別な名称をもとうがもつまいが、本編の対象である一般規定に従わなければならない。

一定の契約についての個別規定は、それぞれに関する編で定められ、商取引についての特別規定は、商業に関する法律により定められる。

第2章 契約の有効性についての基本的条件 (Des Conditions essentielles pour la Validité des Conventions)

第1108条 契約が有効であるためには、次の四つの条件が必要である。

義務を負う当事者の同意、
当事者の契約能力、
契約の内容を構成する一定の目的、
債務の適法な原因。

第1節 同意 (Du Consentement)

第1109条 錯誤により同意したときまたは暴力により無理矢理に同意したときもしくは詐欺により騙されて同意したときは、有効な同意は存在しない。

第1110条 契約の目的である物と同一の内容について錯誤したときでなければ、錯誤は契約無効の原因とはならない。

契約を結ぼうとする意図をもった人だけについて錯誤があるときは、その錯誤は契約無効の原因とはならない。但し、契約の主要な理由がその人であるときはこの限りでない。

第1111条 債務を契約した者に対する暴力は、契約により利益を得る者以外の第三者によって加えられたときでも、契約の無効原因となる。

第1112条 暴力が良識的な人に影響を与える性質をもってその身体または財産にかなりの且つ現在の被害を及ぼす恐怖の念を抱かせたときは暴力がある。

前項のことは、その人の年齢、性別およびその人の条件が考慮される。

第1113条 暴力が契約当事者に対して行使されたときだけでなく当事者の夫または妻、その尊属もしくは卑属に対して行使されたときも、その暴力は契約の無効原因となる。

第1114条 暴力が行使されなかったときでも、父母、その他の尊属に対する畏怖の念だけでは契約を無効とするには不十分である。

第1115条 暴力が止んだ後その契約が明白にまたは暗黙に承認されまたは法律が定める契約の取り消し期間を経過したときは、暴力を理由として契約を取り消すことはできない。

第1116条 詐欺は、当事者の1人が行使した策がそれがなければ他の当事者が契約を結ばなかったことが明白であるときは、契約の無効原因となる。

詐欺は推定されず必ず証明されなければならない。

第1117条 錯誤、暴力または詐欺によってなされた契約は当然には無効とはならない。本編第5章7節に定められた方法による場合には、その契約はただ契約の無効または取り消し訴訟の理由となる。

第1118条 過剰損害（lésion）は、本編第5章7節に定められたように一定の契約においてのみまたは一定の人に関する場合にのみ契約の瑕疵となる。

第1119条 なんびとも自己のため以外には、その本名を用いて契約することはできない。

第1120条 前条にもかかわらず、第三者の行為を認めて第三者のために保証人となることができる。但し、第三者が契約を維持することを拒むときは、第三者の保証人となった者または追認することを約束した者に対する損害賠償はこの限りでない。

第1121条 自己のためにした契約の条件または他人に対して行った贈与の条件が第三者のためであるときは、第三者のために契約をなすことができる。この契約を行った者は、第三者が利益を得ることを望むと宣言したときは、その契約を取り消すことはできない。

第1122条 契約をした者は、自己のためにおよびその相続人、承継人のために契約したもののみなされる。但し、そうでないことが表明されたときまたはそうでないことが約定の性質から認められるときはこの限りでない。

第2節 契約当事者の能力（De la Capacité des Parties contractantes）

第1123条 すべての者は、法律が無能力者と宣言しない限り契約を結ぶことができる。

第1124条 契約について無能力者とは、次の者をいう。

未成年者、

禁治産者、

法律が定めている場合には既婚の女性、

一般に法律が一定の契約を禁じている者。

第1125条 未成年者、禁治産者および既婚の女性は、法律が定めている場合を除いて、無能力を理由としてその契約につき異議を申し立てることはできない。

契約能力がある者は、契約をした相手方が未成年者、禁治産者または既婚の女性であるという無能力について異議を申し立てることはできない。

第3節 契約の目的および内容 (De l'Objet et de la Manière des Contrats)

第1126条 契約は、一方の者が提供すべき物または一方の者がなすべきこともしくはなさざるべきことを目的とする。

第1127条 物の単なる使用または単なる占有は、物自体として契約の目的となり得る。

第1128条 商取引における物は、契約の目的となり得る物だけである。

第1129条 債務は、少なくともその種類に関して特定の物を目的としなければならない。

物の量は、後に定めることができれば、不確定でもよい。

第1130条 将来の物でも債務の目的とすることができる。

但し、相続権者の同意があっても、まだ開始していない相続を放棄することはできずまたその相続についていかなる契約もすることはできない。

第4節 原因 (De la Cause)

第1131条 原因のない債務、詐欺の原因による債務、不法な原因による債務は、いかなる効力もない。

第1132条 契約の原因が表明されていなくても契約は有効である。

第1133条 契約の原因が法律で禁止されている場合または善良な風俗もしくは公の秩序に反する場合は、契約の原因は不法である。

第3章 債務の効果 (De l'Effet des Obligations)

第1節 総則 (Dispositions générales)

第1134条 適法に結ばれた契約は、契約した者にとって法律の代わりとなる。

適法に結ばれた契約は、双方の同意がなければまた法律が認める理由がなければ取り消すことはできない。

適法に結ばれた契約は、誠実に実行されなければならない。

第1135条 契約は、表明された義務だけではでなく、衡平、慣行または法律がその性質にもとづいて課しているすべての義務にも従わなければならない。

第2節 与える債務 (Obligation de donner)

第1136条 与える債務は物を引き渡す義務、引き渡しまでその物を保管する義務を伴う。違反した場合は、債権者に対して損害賠償をしなければならない。

第1137条 物の保管に注意する義務は、契約当事者の一方の利益だけが目的であるときもまた当事者双方の共通の利益が目的であるときも、善良な家父の注意をもってその物を引き渡すべき義務を守らなければならない。

前項の義務は、一定の契約に関しては多少減じられる。この点に関しては、その効力は関係する編で定められる。

第1138条 物を引き渡す債務は、契約両当事者の同意だけで完全になる。

その債務は、債権者を所有者とし、慣習がそうしていないときでも、その物が引き渡されるべきときから、債務者がまだその物を引き渡さない限り、債権者は自己の危険においてその物を所有する。債務者がまだその物を引き渡さない場合、その物は債務者の危険として残る。

第1139条 債務者は、催告書によりまたはそれと同等の別の書面によりまたは契約の効力により遅滞におちいる。契約に催告書の必要はないと記されている場合でも債務者は遅延におちいる。

第1140条 不動産を与えまたは引き渡す債務の効力は、売買の編、先取特権および抵当権の編で定められる。

第1141条 引き続き2人に与えまたは引き渡すべき物が動産であるときは、その物を現に所有している2人のうちの1人は、その資格が後に生じたときでも、優先権をもち所有者である。但し、所有が善意の場合に限る。

第3節 作為債務または不作為債務 (De l'Obligation de faire ou de ne pas faire)

第1142条 すべての作為債務または不作為債務を負う者は、債務不履行の場合には損害賠償をしなければならない。

第1143条 債権者は、契約違反によってなされたことを消滅させる訴えを起こす権利を有する。さらに債権者は、債務者の費用で契約の消滅を認めさせることができ、さらに必要があるときは損害賠償の権利も認められる。

第1144条 債権者は、債務者が債務を履行しないときは債務者の費用で自らその債務を執行させることができる。

第1145条 債務が不作為債務であるときは、その債務を履行しなかった者は違反の

事実だけで損害賠償をしなければならない。

第4節 債務不履行による損害賠償 (Des Dommages et Intérêts résultant de l'inexécution de l'Obligation)

第1146条 債務者は、債務を履行しなかったときに限り、損害賠償を支払わなければならない。但し、債務者が与えるべき物またはなすべきことが、債務者が見逃した一定期間内に限って与えることができずまたはなすことができなかつた場合はこの限りでない。

第1147条 債務者は、債務不履行を理由としてまたは履行遅延を理由として、必要な場合には、損害賠償の支払いを命じられる。但し、自己に悪意がないときでも債務者が自己の責任ではない理由で債務不履行をしたとことを証明したときはこの限りでない。

第1148条 不可抗力または偶発事故のせいで、債務者が債務のある物を与えることができずまたはなすべきことをなさずもしくはしてはならないことをしたときは、損害賠償の必要はない。

第1149条 債権者に支払うべき損害賠償は、一般に、債権者が受けた損失および失った利益である。但し、以下に定める例外および修正はこの限りでない。

第1150条 債務者は、詐欺により債務を履行しなかった場合のほかは、契約のときに予見したまたは予見することができた損害賠償だけを支払えばよい。

第1151条 債務の不履行が債務者の詐欺による場合でも、債権者が証明した損失および失った利益については、契約不履行から直接生じたものに限られる。

第1152条 契約不履行の場合に損害賠償として一定の金額を支払うべきことを取り決めるときは、債務者はその金額より多くを支払う必要はなくまた少なく払うことはできない。

第1153条 一定の金額の支払いに限定されている債務の場合は、履行遅滞による損害賠償は法律が定める利息だけに限られる。但し、商事および保証契約に関する特別法の適用はこの限りでない。

債権者は、これらの損害賠償については、いかなる損失もなかったことを証明する必要はない。

これらの損害賠償は、法律が特に定める場合のほか、請求の日からでなければ支払われない。

第1154条 元金の期限がきた利息は、裁判上の訴えによりまたは特別な取り決めにより、利息をもたらず。但し、訴えによる場合も取り決めによる場合も、少な

くとも1年間に支払うべき利息に限られる。

第1155条 定額小作料、家賃、一時的年金または終身年金のような期限がきた収入は、訴えの日からまたは取り決めの日から利息を生ずる。

前項の規定は、第三者が債権者に支払った果実および利息の返還に適用される。

第5節 契約の解釈 (De l'Interprétation des Conventions)

第1156条 契約においては、文言の文字上の意味によるよりも契約当事者の共通の意図がどうであるかが追求されなければならない。

第1157条 契約条項が二つの意味で解釈できるときは、その条項がなんの効果ももたらさない意味よりもなんらかの効果をもたらせることができる意味に解釈されなければならない。

第1158条 二つの意味に解釈できる契約の文言は、契約の目的に最も適する意味に解釈されなければならない。

第1159条 契約の曖昧な文言は、契約を締結した地方の慣習に従って解釈されなければならない。

第1160条 契約においては、慣習に従う旨が表明されていなくても、慣習に従って条項を補充しなければならない。

第1161条 契約のすべての条項は、その文書全体から生じる意味で相互に解釈されなければならない。

第1162条 契約の条項が疑わしいときは、それを定めた者の不利に且つ債務を負う者の利益に解釈されなければならない。

第1163条 契約が含まれている文言がいかにかに一般的であろうと、両当事者が契約を定めたであろう物しか含まれない。

第1164条 契約において債務の解釈について一つの場合を表明したときでも、そのことから契約に表明されなかった場合に権利を受けるという範囲に限定することを望んだとはみなされない。

第6節 第三者に対する契約の効果 (De l'Effet des Conventions à l'égard des Tiers)

第1165条 契約は契約当事者間でしか効力をもたない。契約は、第三者に対して損害を与えることはなくまた第1121条が定める場合にしか第三者に対して利益を生じない。

第1166条 債権者は、債務者のあらゆる権利および訴訟を行使することができる。

但し、もっぱら債務者の一身専属的な権利は除かれる。

第1167条 債権者は、債務者が債権者の権利について不正な手段で行った訴訟を自己の名において訴えることができる。

債権者は、相続の編、婚姻契約および夫婦相互の権利の編で定められた権利については、そこで定められた規則に従わなければならない。

第4章 債務の種類 (Des diverses espèces d'Obligations)

第1節 条件付き債務 (Des Obligations conditionnelles)

第1款 条件一般および条件の種類 (De la condition en général, et de ses diverses espèces)

第1168条 債務のある出来事が生じるまで停止させ、またはその事が生じるか否かによって債務を解除するように債務を将来の不確定な出来事によらせるときは、債務は条件付きである。

第1169条 偶成条件 (condition casuelle) とは、その条件が偶然により且つその条件が債権者の影響力にも債務者の影響力にもまったく関わらない条件をいう。

第1170条 随意条件 (condition potestative) とは、契約を執行する出来事を生じさせるか生じさせないかを契約当事者の一方の影響力に関わらせる条件をいう。

第1171条 混合条件 (condition mixte) とは、契約当事者の一方の意思と第三者の意思に関わらせる条件をいう。

第1172条 不可能な条件、善良の風俗に反する条件、法律が禁じている条件は無効であり、それに関わらせた契約も無効である。

第1173条 不可能なことを行わないという条件は、その条件で結ばれた債務を無効とはしない。

第1174条 債務は、債務者の一方的な意思による条件で結ばれたときは、無効である。

第1175条 すべての条件は、当事者双方が多分望み且つ理解した方法で完成されなければならない。

第1176条 定まった時期にある出来事が生じるという条件で契約を結んだ場合、出来事が生じないで時期が経過したときは、この条件はなくなったものとみなさ

れる。定まった時期がないときは、条件は常に満たされる。出来事が生じないことがはっきりしたときに限って、条件は満たされる。

第1177条 定まった時期にある出来事が生じないという条件で契約を結んだ場合、出来事が生じないで時期が経過したときは、その条件は満たされる。時期が経過する前に出来事が生じないことがはっきりしたときも同様とする。定まった時期がないときは、出来事が生じないことがはっきりした場合でなければ条件は満たされない。

第1178条 条件に義務づけられている債務者がその条件の成就を妨げたときは、条件は満たされたものとみなされる。

第1179条 条件の成就は、契約の日にさかのぼって効力を有する。債権者が条件成就の前に死亡したときは、債権者の権利は相続人が受け継ぐ。

第1180条 債権者は、条件成就の前に、その権利のあらゆる保存行為を行うことができる。

第2款 停止条件 (De la condition suspensive)

第1181条 停止条件のもとで結ばれた契約は、将来の不確定な出来事または実際に生じたが当事者がまだ確認していない出来事に依存する契約である。

将来の不確定な出来事の場合、出来事が生じた後でなければ契約を実行することはできない。

実際に生じたが当事者がまだ確認していない出来事の場合、契約は、契約を結んだ日から効力を有する。

第1182条 契約が停止条件のもとで結ばれたときは、契約の目的である物は、条件の出来事が結果した場合でなければその物を引き渡す義務を負わない債務者の危険にある。

債務者の過失によらないで契約の目的である物が完全に滅失したときは、契約は消滅する。

債務者の過失によらないで契約の目的である物が損傷したときは、債権者は契約を解除しまたはその価格を減じないで現存する状態でその物を要求することができる。

債務者の過失によってその物が損傷したときは、債権者は契約を解除しまたは損害賠償とともに現存する状態でその物を要求することができる。

第3款 解除条件 (De la condition résolutoire)

第1183条 解除条件とは、条件が成就したときに、債務の免除が行われ且つその物を債務が存在しなかった状態に戻す条件をいう。

解除条件は、債務の履行を停止させない。条件が生じた場合には、債権者は受け取った物を返還しなければならない。

第1184条 契約当事者の一方がその契約に満足しない場合は、双務契約 (contrat synallagmatique) においては、解除条件は常に明記されていないものとみなされる。

前項の場合、契約は当然には解除されない。契約を履行してもらえなかった当事者は、可能な場合には、債務者に対して契約の実行を強制または損害賠償とともに契約の解除を要求することができる。

契約解除は、裁判所に訴えなければならずまた被告には一定の状況に応じた期間が認められる。

第2節 期限付き債務 (Des Obligations à terme)

第1185条 期限は、その執行が遅れた契約を停止しない条件とは異なる。

第1186条 期限に支払うべきものは期限満了前に請求することはできない。但し、前もって支払われたものを返還請求することはできない。

第1187条 期限は、常に債務者のために定められたものとみなされる。但し、その定めまたは状況により、期限が債権者のために合意されたものとみなされる場合は別である。

第1188条 債務者が破産したときまたは契約によって債権者に渡した担保を自己の行為によって減じたときは、債務者は期限の利益を主張することはできない。

第3節 選択債務 (Des Obligations alternatives)

第1189条 選択債務の債務者は、債務に含まれる二つの物のうちいずれか一つの引き渡しによって債務を免除される。

第1190条 債権者が明白に同意しなかったときは、二つの物の選択権は債務者にある。

第1191条 債務者は、約束した二つの物のいずれか一つを引き渡して債務を免除される。但し、債務者は、一方の物の一部と他方の物の一部の受け取りを債権者に強制することはできない。

第1192条 約束した二つの物のうちのいずれか一方が債務の目的とはならないときは、選択債務の方法で結ばれた債務であっても、その債務は通常の債務とする。

第1193条 債務者の過失により約束された物の一方が滅失して引き渡すことができなくなったときは、選択債務は通常の債務となる。この場合、滅失した物に替えてその物の代価を提供することはできない。

二つの物がともに滅失し、二つの物のうち一方の物について債務者に過失があったときは、債務者は後から滅失した物の代価を支払わなければならない。

第1194条 前条の場合に、契約によって選択権が債権者に与えられていた場合には、債務者に過失がなくて二つの物うちの一方が滅失したときは、債権者は残っているもう一方の物を受け取らなければならない、債務者に過失があったときは、債権者は残っている物か滅失した物の代価を要求することができる。

二つの物がともに滅失し、二つの物について債務者に過失があるかまたは一方の物についてだけ過失があるときは、債権者は一方の物の代価か他方の物の代価かを選択して請求することができる。

第1195条 債務者に過失がなく且つ債務者が遅滞する前に二つの物が滅失したときは、債務は第1302条に従って消滅する。

第1196条 選択債務に含まれる3個以上の物を選ぶ場合にも、上で定められたのと同様の原則が適用される。

第4節 連帯債務 (Des Obligations solidaires)

第1款 債権者間の連帯 (De la solidarité entre les créanciers)

第1197条 債権のすべての支払いを請求する権利がそれぞれの債権者に明白に与えられ、債権者のうちの1人に債務者の支払いがなされ、債務の利益が複数の債権者の間で分配でき且つ分割できるときは、債務は複数の債権者間で連帯される。

第1198条 債権者のうちの1人が訴えを起こさない限り、連帯債権者のうちのある者かまたは別の者に支払うかは債務者の権利である。

連帯債権者のうちの1人だけが行った免除は、その債権者についてだけ債務者を免除する。

第1199条 連帯債権者のうちの1人について時効を中断するすべての行為は、他の債権者にも及ぶ。

第2款 債務者間の連帯 (De la solidarité de la part des débiteurs)

第1200条 複数の債務者が同一の物について義務があり、それぞれの債務者に全部の支払いを強制でき、1人の債務者の支払いにより債権者に対してその他の債務者を免除するときは、複数の債務者が連帯しているものとする。

第1201条 債務者のうちの1人が別の債務者とは異なった方法で同一の物を支払う義務があるときでも債務を連帯することができる。例えば別の債務者の契約が単純債務であるのに債務者のうちの1人が条件付き債務しか負わないとき、または1人の債務者が他の債務者には認められていない期限を得るときでも債務者は連帯している。

第1202条 連帯は推定されず、明白に契約の中で取り決められなければならない。法律の規定によって連帯が当然に行われる場合についてだけ前項の原則は破られる。

第1203条 連帯して結んだ契約の債権者は、自分が選んだ債務者に全部の支払いを申し出ることができ、債務者は債権者に対して分割の利益を申し立てることはできない。

第1204条 債務者のうちの1人に対してなされた訴えは、債権者が他の債務者に対して訴え起こすことを妨げるものではない。

第1205条 連帯債務者の1人または数人の過失により、または遅滞により引き渡すべき物が滅失したときは、他の共同債務者はその物の代価を支払う義務を免れない。但し、その共同債務者は損害賠償をする義務はない。

債権者は、過失によってその物を滅失した債務者に対しても遅滞により引き渡すべき物を滅失した債務者に対しても損害賠償を請求することだけ是可以する。

第1206条 連帯債務者の1人に対してなされた訴訟は、他のすべての共同債務者について時効を中断する。

第1207条 連帯債務者の1人に対してなされた利息の請求は、すべての連帯債務者に対する利息の請求に及ぶ。

第1208条 債権者により訴訟を起こされた連帯債務者は、債務の性質から生じるすべての抗弁に対抗することができまた自分に個人的なすべての抗弁およびすべての共同債務者に共通の抗弁に対抗することができる。

共同債務者は、他の共同債務者の純粋に個人的な抗弁には対抗することができない。

第1209条 連帯債務者の1人が債権者の唯一の相続人となったとき、または債権者が連帯債務者のうちの1人の唯一の相続人となったときは、混同は、債務者または債権者の持ち分についてしか連帯債務を消滅させない。

第1210条 共同債務者の1人に対して債務の分割に同意した債権者は、他の債務者に対する連帯訴権（*action solidaire*）を維持する。但し、連帯を免除された債務者の義務は、連帯の義務から控除される。

第1211条 連帯債務者の1人の持ち分を分割して受領した債権者は、全部の連帯債務または権利の受領を保留していないときは、その連帯債務者についてだけ連帯を放棄する。

債権者は、その受領書に連帯またはその権利一般を留保しないで、その連帯債務者1人が支払うべき額を受領したときは、その債務者に対してしか連帯を免除しない。

連帯債務者の1人が請求に同意せず、または裁判所の損害賠償判決が下されなかったときは、共同債務者の1人に対してなされた請求についても同様とする。

第1212条 債権者が分割して債務を受領し年金または債務の利息について連帯債務者の1人の部分を留保しなかったときは、得た年金または利息についてしか連帯を失わず、得べき年金および利息についても元金についても連帯を失わない。但し、連帯債務者の1人がその後10年間連続して分割して支払ったときはこの限りでない。

第1213条 債権者に対して連帯して契約した債務は、債務者の間で当然に分割され、債務者間では各自は自分の部分についてしか責任を負わない。

第1214条 一つの連帯債務の共同債務者は、債務の全体を支払ったときは、他の共同債務者に対してそれぞれの負担部分しか請求することはできない。

共同債務者のうちの1人が支払い能力がないときは、その支払い不能による損害は支払い能力のあるすべての共同債務者と既に支払った債務者の間で振り分けられる。

第1215条 債権者が債務者のうちの1人に対して連帯の訴権を放棄した場合に他の共同債務者の1人または数人が支払い不能となったときは、支払い不能の部分は、債権者が前に連帯を免除した者も含めてすべての債務者の間で振り分けられる。

第1216条 連帯して契約された債務が連帯した共同債務者の1人だけにかかわるときは、その者は他の共同債務者に対してすべての債務の責任を負い、他の共同

債務者はその1人の保証人としかみなされない。

第5節 分割債務および不分割債務 (Des Obligations divisibles et indivisibles)

第1217条 債務は、債務の目的として引き渡すべき物または履行すべき行為が実際上または知的に分割できるかできないかによって、分割債務または不分割債務である。

第1218条 債務の目的である物または行為が本質的に分割できるときでも、債務の一部を行うことができないとみなされるときは、債務は分割できない。

第1219条 連帯が条件づけられているときでも債務には不分割の性質は付与されない。

第1款 分割債務の効果 (Des effets de l'obligation divisible)

第1220条 分割できる債務は、債権者と債務者の間では不分割債務として執行されなければならない。分割はそれらの相続人に対してだけ適用され、相続人は債権者または債務者の代理人として得る部分または義務のある部分についてしか債務を要求することができず債務を支払わなくてもよい。

第1221条 前条で定められた原則には、債務者の相続人については以下の例外がある。

1. 債務に抵当権が付されているとき、
2. 債務が特定物であるとき、
3. 債務が債権者の選択によりその一つが選択でき、他の一つが分割できないとき、
4. 相続人の1人だけが証書により債務の履行について責任があるとき、
5. 契約の性質により、目的物により、契約において申し出られた目的により、契約者の意図が債務の一部だけを受け取ることはできないことになるとき。

前項1, 2, 3の場合支払うべき物または支払うべき抵当権の実体を所有している相続人は、支払うべき物または支払うべき抵当権の実体すべてについて請求される。但し、共同相続人に対する求償はこの限りでない。前項4の場合には、相続人だけが債務を支払い、5の場合にはそれぞれの相続人がすべてについて求償される。但し、共同相続人に対する求償はこの限りでない。

第2款 不分割債務の効果（Des effets de l'obligation indivisible）

第1222条 不可分債務を共同で契約した者はそれぞれ、債務を連帯して契約していても、債務全体について責任がある。

第1223条 同様な債務を契約した者の相続人についても前条と同じとする。

第1224条 債権者の相続人はそれぞれ、不可分債務について全部の履行を請求することができる。

債権者の相続人はそれぞれ、債務の全部を免除することはできず、また物の代わりにその代価を受け取ることもできない。相続人のうちの1人が債務を免除しまたは物の代価を受け取ったときは、その共同相続人は、債務を免除しまたは代価を受け取った共同相続人の部分の勘定についてしか不可分の物を要求することはできない。

第1225条 債務の全部を割り当てられた債務者の相続人は、共同相続人を法廷に呼び出すための期間を要求することができる。但し、債務が、割り当てられた相続人によってしか免除されない性質をもっているときはこの限りでなく、その場合はその相続人だけが有責判決を受けることになる。但し、共同相続人に対する賠償金訴訟はこの限りでない。

第6節 違約条項付き債務（Des Obligations avec clauses pénales）

第1226条 違約条項とは、契約の履行を保障するために、債務不履行の場合になんらかの物を約束することをいう。

第1227条 主たる債務の無効は、違約条項の無効をもたらず。

違約条項の無効は、主たる債務の無効をもたらない。

第1228条 債権者は、債務を遅滞している債務者に対して定められた制裁を要求する代わりに、主たる債務の履行を要求することができる。

第1229条 違約条項は、主たる債務の不履行により債権者がこうむる損害の補償である。

債権者は、単純な遅滞について違約が取り決められていない限り、主たる債務の履行と違約を同時に要求することはできない。

第1230条 もとの債務が履行されるべき期間を含んでいると否とを問わず、債務者が物を引き渡し、物を受け取り、あることを行うことを遅滞しているときでなければ違約を受けない。

第1231条 主たる債務の一部が履行されたときは、裁判官は違約を修正することが

できる。

第1232条 違約条項を伴って契約されたもとの債務が分割できない物であるときは、債務者の相続人の1人の違反によって違約が課せられる。違反した者に対しては全部の履行を請求することができ、共同相続人それぞれに対してはその分担する割合について請求することができ、抵当権が設定されているときは全部を請求することができる。但し、違約が課せられる者に対する求償は別とする。

第1233条 違約条項を伴って契約されたもとの義務が分割できる物であるときは、その義務に違反した債務者の相続人の1人の違約によって違約が課せられ、主たる債務について支払うべき部分についてだけ支払うべき訴えを受ける。自分の義務を履行した者に対しては訴えはなされない。

違約条項が債務の一部しか支払われないという意図のもとで付加され、共同相続人のうちの1人が全部について債務の履行を妨げたときは、第1項の規定の例外とする。この場合には、債務の履行を妨げた共同相続人に対しては違約が課せられ、その他の共同相続人に対しては自己が担当する部分についてだけ違約が課せられる。但し、共同相続人は償還請求できる。

第5章 債務の消滅 (De l'Extinction des Obligations)

第1234条 債務は、次のことにより消滅する。

弁済、
更改、
任意の免除、
相殺、
混同、
目的物の滅失、
無効または取り消し、
前章で定められた解除条件の効果、
別の編で定められる時効。

第1節 弁済 (Du Paiement)

第1款 弁済一般 (Du Paiement en général)

第1235条 すべての弁済は、債務を前提とする。債務がなくて支払ったものは取り

戻すことができる。

任意に支払った自然債務（obligation naturelle）については、取り戻しは認められない。

第1236条 共同債務者または保証人など債務に関係のあるすべての者は、債務を支払うことができる。

債務に関係のない第三者も債務を支払うことができる。但し、この第三者が債務者の名において行動し債務を支払い、または自己の名において債務を支払い、債権者の権利を代位したときは別である。

第1237条 あることを行う債務は、債権者が債務者自身が行うことに関心があるときは、債権者の意に反して第三者が行うことはできない。

第1238条 有効な支払いのためには、債務者が引き渡す物の所有者でなければならず、且つ引き渡す権利がなければならない。

金銭または使用により減るその他の物の支払いは、所有者でない者がその支払いをしまたは引き渡す権利のない者が引き渡した場合は、善意でそれを減らした債権者に対してはその返還を請求することはできない。

第1239条 弁済は、債権者もしくは債権者の権利をもっている者に対してまたは裁判もしくは法律が債権者のために受領することを認めている者に対してしなければならない。

債権者のために受領する権限がない者に対する弁済は、債権者がその弁済を追認または利用したときは、有効とする。

第1240条 債権をもっている者に対して善意でなされた弁済は、債権をもっている者が後にその権利を失ったときでも、有効とする。

第1241条 債権者が弁済を受け取る権利がないときは、債権者に対する弁済は有効とはならない。但し、債務者が弁済した物が債権者の利益になると証明したときはこの限りでない。

第1242条 債務者が債権者に対して行った弁済が差し押さえまたは支払い差し止めを害したときは、差し押さえまたは支払い差し止めを受けた債権者については有効とはならない。債権者は自己の権利によって新たな弁済を要求することができる。但し、この場合には、債務者は、債権者に対して訴えを起こすことができる。

第1243条 債権者は、受け取るべき物以外の別の物の受け取りを拒むことができる。提供された別の物の価値が本来の物と同等かまたはそれより大きくても受け取りを拒むことができる。

第1244条 債務者は、債権者に対して分割できる債務であっても債務の一部の受け取りを強制することはできない。

但し、裁判官は、債務者の立場を考慮して、充分慎重に弁済について適度な期間を認めることができ、またすべてのことを現状のままにして訴訟の執行を猶予することができる。

第1245条 定まった一定の物を引き渡すべき債務者は、引き渡しの際に現存した状態で物を引き渡すことによって債務を免除される。但し、債務者の行為もしくは過失またはその物について責任のある者の過失によって、物が損壊したときまたは損壊以前に履行の遅滞があったときはこの限りでない。

第1246条 債務が物の種類だけしか定まっていないときは、債務者は債務を免れるために最高の種類の物を引き渡さなくてもよい。但し、最低の種類物を引き渡すことはできない。

第1247条 弁済は、契約によって指定された場所で履行されなければならない。場所が指定されていないときは、定まった一定のものについては、弁済は、契約のときにその目的物が存在した場所で履行されなければならない。

前項の場合以外は、弁済は債務者の住所で行われなければならない。

第1248条 弁済の費用は、債務者の負担とする。

第2款 代位弁済 (Du paiement avec subrogation)

第1249条 債権者の権利についての代位は、債務を弁済する第三者のためになるように、契約または法律による。

第1250条 次の代位は契約による。

1. 債権者が第三者の弁済を受領し、その第三者が債務者に対する債権者の権利、訴権、先取特権または抵当権を代位するとき。この代位は、明示されなければならない。また弁済と同時になされなければならない。
2. 債務者が債務を弁済するために金銭を借り、金銭を貸した者が債権者の権利を代位するとき。この代位が有効であるためには、借り受け書面および受領書を公証人の面前で作成し、借り受け書面には債務を弁済するためにその金銭を借り受けた旨記載し、受領書には弁済が新たな債権者によってそのためになされた旨記載しなければならない。この代位は債権者の善意の協力なしに行われる。

第1251条 次の代位は法律による。

1. 債権者である者のために、自分の特権または抵当権のためよりも好ま

しい別の債権者に支払ったとき、

2. 不動産の買い手のために、その相続が抵当権であった債権者の支払いにその買入れの代金を支払ったとき、
3. 他人とともにまたは他人に代わって債務の支払いをしなければならない者のためにその債務を支払ったとき、
4. 限定承認相続人のために、相続債務の金銭を支払ったとき。

第1252条 前数条に定められた代位は、保証人に対しても債務者に対しても行われる。その代位は、その一部しか支払われなかったときは、債権者に対しては無効とならない。この場合、債権者はまだ支払われていない者のために一部だけの支払いを受け取った者に優先して自己の権利を行使することができる。

第3款 弁済の充当 (Du l'imputation des paiements)

第1253条 複数債務の債務者は、支払いをするときにどの債務を弁済することを望むか申し立てる権利を有する。

第1254条 定期支給額 (arrérages) の利息または収益を生じる負債の債務者は、債権者の同意なしには、定期支給額または利息に優先して支払った額を元本に充当することはできない。全額ではなくて元本および利息についてなされた支払いは先ず利息について充当される。

第1255条 数個の債務を負う債務者が債権者の受け取った金額を特別な債務のうちの一つに充当した受領書を受け取ったときは、債務者は別の異なった債務への充当を要求することはできない。但し、債権者の側に詐欺または意表を突くことがあった場合は、この限りでない。

第1256条 受領書にいかなる充当も記載されていないときは、債務者が同様に期限になった債務の中で返済に最も関心のあった債務から支払いに充当しなければならない。そうでないときは、まだ期限がきていない高いものであっても、期限がきた債務に充当しなければならない。

債務が同じ種類であるときは、債務の中で最も古いものから充当される。すべての点で同様ならば比例して充当される。

第4款 弁済の提供および供託 (Des offres de paiement, et de la consignation)

第1257条 債権者が債務者の支払いを拒否するときは、債務者は、債権者に現物の提供 (offre réelle) をすることができ、債権者が現物を拒否するときは、債務

者は、金額または提供された物を供託することができる。

供託に続いて現物を提供したときは、債務者は免除される。提供された物は、有効に提供されるときは支払いと同様になり、このようにして供託された物は債権者の危険となる。

第1258条 現物の提供が有効となるためには、次のことが必要である。

1. 受け取る権利のある債権者または債権者に代わって受け取ることができる者に提供されたこと、
2. 支払う資格のある者から提供されたこと、
3. 要求される金額の全部、定期支給額または支払うべき利息、精算された諸費用、まだ精算されていない諸費用の額が提供されたこと。但し、補完する金額は除かれる、
4. 債権者のために定められていたときはその期限がきたこと、
5. 債務を契約したときの条件が達成されたこと、
6. 支払いのために合意された者に代わって提供されたこと、また支払いの場所について特別な合意がなかったときは、債権者自身にまたは債権者の住所もしくは契約の履行のために選定された居所で提供がなされたこと、
7. この種の行為についての資格をもった裁判所付属吏 (officier ministériel) を介して提供がなされたこと。

第1259条 供託が有効であるためには、裁判官の許可は必要ではない。次のことで十分である。

1. 提供された物が供託される日時および場所を指示して債権者に通告された催告状より前に供託がなされたこと、
2. 債務者が提供された物を放棄し、供託の日までの利息とともに供託を受領するために法律が指示している保管所にそれを預けたこと、
3. 裁判所付属吏が作成した調書に提供された種類の性質、債権者が受け取りを拒否したこと、または債権者が出頭しないことおよび供託について記したこと、
4. 債権者が出頭しないときは提供された物を引き上げるべき勧告とともに供託の調書を債権者に通達したこと。

第1260条 現物の提供および供託の費用は、それが有効な場合には、債権者の負担とする。

第1261条 債権者が供託を受け取らない限り、債務者はそれを取り戻すことができ

る。債務者がそれを取り戻したときは、共同債務者または保証人は義務を免れない。

第1262条 債務者は、提供および供託が適格で有効であるという既判力をもった判決を自身が獲得したときは、債権者の同意があっても、共同債務者または保証人の利益に反して供託を取り戻すことはできない。

第1263条 既判力をもった判決によって供託が有効であると宣告された後に、債務者が供託を取り戻すことに同意した債権者は、債務の支払いについて供託にかかわる先取特権または抵当権を行使することはできない。但し、債権者は、取り戻された供託が抵当権を取り戻すために必要な手続きを踏んだことに同意する文書作成の日からでなければ抵当権を元に戻すことはできない。

第1264条 債務者は、支払うべき物がそれが存在する場所で引き渡されなければならない特定物（corps certain）であるときは、それを持ち去ることを債権者自身またはその住居もしくはは契約の履行のために選定された住居に送達された文書で債権者に通告しなければならない。通告がなされて債権者がその物を持ち去らず、債務者が物がおかれた場所を必要とするときは、債務者は、その他の場所にそれを寄託する許可を裁判所から得ることができる。

第5款 財産譲渡（De la cession de biens）

第1265条 財産譲渡とは、債務者が負債を支払うことができないうきに債権者にすべての財産を移転するという放棄である。

第1266条 財産譲渡は、任意または裁判による。

第1267条 任意の財産譲渡とは、債権者が任意に承認する譲渡であり、債権者と債務者でかつて結んだ契約と同じ取り決めから生じる効果しかもたない。

第1268条 裁判上の譲渡とは、法律が不運な且つ善意の債務者に認める特権であり、人身の自由のために、反対の取り決めがあっても、債権者に対して債務者の全財産を放棄することを認める譲渡である。

第1269条 裁判上の譲渡は、債権者に所有権を与えるものではない。裁判上の譲渡は、債権者のために債務者の財産を売却する権利と売却までの収入を受け取る権利だけを認める。

第1270条 債権者は、法律が特に定めている場合でなければ、裁判上の譲渡を拒否することはできない。

裁判上の譲渡は、民事拘留（containte par corps）〔※債務者に身体的拘束を加えて債務の履行を強制する執行措置〕を受けることを免れさせる。

さらに、裁判上の譲渡は、放棄された財産の価格に達するまでしか債務者を免除しない。放棄された財産の価格が不十分であるときは、他に財産が残存する場合には債務者は完全な支払いに至るまでその財産を放棄しなければならない。

第2節 更改 (De la Novation)

第1271条 更改は次の三つの方法で行われる。

1. 債務者が債権者に対して従来の債務に代えて新たな債務を契約し、従来の債務がなくなったとき、
2. 新たな債務者が、債権者が免除した旧債務者に代わったとき、
3. 新たな契約の効果として新たな債権者が旧債権者に代わり債務者が旧債権者に対する債務を免除されたとき。

第1272条 更改は、契約能力のある者の間でしか行われぬ。

第1273条 更改は、推定されることはない。更改を行う意思は、明白に文書によらなければならない。

第1274条 新たな債務者の交替による更改は、従来の債務者の協力がなくても行われる。

第1275条 債務者が債権者に義務を負う別の債務者を提供する委任は、債権者が委任を行った債務者の債務を免除する旨を明白に申し述べない限り、更改は行われぬ。

第1276条 委任を行った債務者の債務を免除した債権者は、新たな債務者が支払い不能になったときでも、この債務者に対して訴訟をなすことはできない。但し、その旨文書に明白に記されていたとき、新たな債務者が既に公に破産していたとき、または委任のときに支払い不能に陥っていたときはこの限りでない。

第1277条 債務者が自分の代わりに弁済すべき者を単純に指示しても、更改は行われぬ。

債権者が自分のために受領すべき者を単純に指示したときでも、更改は行われぬ。

第1278条 旧債権の先取り特権および抵当権は、旧債権者に代わる者に移行しない。但し、債権者が先取り特権および抵当権を明白に留保しなかったときはこの限りでない。

第1279条 新たな債務者に代わる者により更改が行われたときは、旧債権の先取り

特権および抵当権は新たな債務者の財産に移行しない。

第1280条 債権者と連帯債務者の1人之间で更改が行われたときは、旧債権の先取り特権および抵当権は、新たな債務を契約した者の財産についてだけ移行する。

第1281条 債権者と連帯債務者の1人之间で行われた更改によってその他の共同債務者は債務を免除される。

主たる債務者について更改が行われたときは、保証人は債務を免除される。

債権者が、第1項の場合に共同債務者の権利取得を、第2項の場合に保証人の権利取得を要求したときは、共同債務者または保証人が新たな取り決めに承認しない場合は旧債権は存続する。

第3節 債務の減免 (De la Remise de la dette)

第1282条 私署のある原本の証書を債権者が債務者に渡した任意の債務減免は、免除の証拠となる。

第1283条 証書の謄本による任意の減免は、債務の減免または弁済とみなされる。但し、反対の証明があるときは別である。

第1284条 私署のある証書の原本または連帯債務者の1人に対する証書の謄本による減免は、共同債務者のために同一の効果をもつ。

第1285条 共同の連帯債務者の1人のためになされた契約上の減免は、他のすべての債務者の債務を免除する。但し、債権者が他の債務者に対する権利を明白に留保したときはこの限りでない。

この場合には、債権者は、減免をした者の債務を差し引いた債務しか要求することはできない。

第1286条 担保設定契約において提供された物の返還は、債務の減免とみなすには不十分である。

第1287条 主たる債務者に対して承認した取り決めによる減免は、保証人の債務を免除しない。

保証人に対する減免の承認は、主たる債務者の債務を免除しない。

保証人の1人に対する減免の承認は、他の保証人の債務を免除しない。

第1288条 債権者が保証金の弁済として保証人の1人から受領したときは、債権者は債務からそれを控除しなければならず、主たる債務者および他の保証人の弁済に充てなければならない。

第4節 相殺 (De la Compensation)

第1289条 2人の者が相互に債務者であるときは、以下に定める方法で以下に定める場合に、相互に二つの債務を消滅させる相殺が行われる。

第1290条 相殺は、債務者に知らせなくても法律だけによって当然に行われる。二つの債務が同時に存在する場合には、それぞれの割合部分まで消滅する。

第1291条 相殺は、同時にある金額または量ることができる同種の確定した物で、弁済期限のきた物を目的とする二つの債務の間でしか行われぬ。

争いのない穀類または食料品でその価格が標準価格で決まっている物の給付は、弁済期限のきた同額で相殺できる。

第1292条 弁済猶予期間は、相殺の障害とはならない。

第1293条 相殺は、次の場合を除いて、いずれかの債務の原因を問わず行われる。

1. 所有者が不正に取り去られた物の返還請求、
2. 供託物および使用貸借のための物の返還請求、
3. 差し押さえできないと申し渡された扶養料の目的である債務。

第1294条 保証人は、債権者が主たる債務者に対して義務のある物の相殺に異議を申し立てることができる。

しかし、主たる債務者は、債権者が保証人に対して義務のある物の相殺に異議を申し立てることはできない。

同様に連帯債務者も、債権者が保証人に対して義務のある物の相殺に異議を申し立てることはできない。

第1295条 債務者が債権者の第三者に対する権利譲渡を単に承認したときは、債務者は承認以前には譲渡人に申し立てできた相殺を譲り受け人に対して異議を申し立てることはできない。

債務者が承認しなかったがそれが債務者に通達されていた譲渡については、その通達後に債権の相殺を妨げるものではない。

第1296条 二つの債務が同一場所で支払うことができないときは、その引き渡しの費用を支払わなければその相殺に異議を申し立てることはできない。

第1297条 同一の者が弁済すべき複数の相殺債務があるときは、相殺については第1256条の充当についての規定に従う。

第1298条 相殺は、第三者が取得した権利を侵害して行うことはできない。債務者であった者が第三者の行った支払い差し止め以降債権者になったときは、差し押さえ人の利益に反して相殺に異議申し立てをすることはできない。

第1299条 相殺によって消滅すべきであった債務を弁済した者は、相殺に異議を申し立てなかった債権を行使して、第三者の利益に反して、その債権に付随する先取り特権または抵当権を利用することはできない。但し、その債務を相殺すべきであった債権を正当な理由で知らなかったときはこの限りでない。

第5節 混同（De la Confusion）

第1300条 債権者の資格と債務者の資格が同一人に合体したときは、権利の混同が行われ二つの債権は消滅する。

第1301条 主たる債務者について行われる混同は、その保証人の債務を消滅させる。

保証人について行われる混同は、主たる債務を消滅させない。

債権者について行われる混同は、債務の割合についてしか連帯共同債務者の債務を消滅させない。

第6節 弁済すべき物の喪失（De la Perte de la chose due）

第1302条 債務の目的であった特定物が喪失したとき、売買が不可能になったとき、またはその物の存在が完全に判らなくなるようになったときは、その物が存在していた以前に債務者の過失によらないでその物が喪失した場合は、債務は消滅する。

債務者が遅滞しているときでも、債務者が偶然のことにについて責任がないときに、その物が債権者に引き渡されたときでも、その物が債権者のもとで消滅した場合には債務は消滅する。

債務者は、自己が主張する偶然のことを証明しなければならない。

なんらかの方法で盗まれた物が消滅しまたは見失われたときは、それを盗んだ者は責任を免れずその価格を返還しなければならない。

第1303条 債務者の過失によらないで物が消滅し売買が不可能になった場合、債務者がその物に対してなんらかの権利をもちまたは損害賠償の訴えを起こす権利があるときは、その権利を債権者に譲渡しなければならない。

第7節 契約の無効訴訟または取り消し訴訟（De l'Action en nullité ou en rescision des Convention）

第1304条 契約の無効訴訟または取り消し訴訟が特別法によって短い期限に限られていない場合は、その訴訟期間は10年とする。

前項の期間は、暴力があった場合には暴力が止んだ日からしか進行しない。錯誤または詐欺の場合にはそれが明らかになった日からしか進行しない。妻が起こした訴訟は婚姻解消の日からしか認められない。

この期間は、無能力者が行った訴訟については無能力が取り除かれた日からしか進行しない。未成年者が行った訴訟については成年に達した日からしか進行しない。

第1305条 単なる過剰損害 (simple lésion) は、すべての種類の契約に対して、親権解放されていない未成年者のために契約取り消しの原因となる。親権解放されている未成年者のためには、未成年、後見および後見解放の編に定められたように、その能力の限度を超えるすべての契約に対して取り消しの原因となる。

第1306条 未成年者は、過剰損害が偶然で予見できなかった出来事によって引き起こされた場合には、損害のために契約を取り消すことはできない。

第1307条 未成年者が行った成年であるという単なる宣言は、契約の取消しに対する障害とはならない。

第1308条 未成年の商人、銀行家または職人は、売買またはその技術を理由として締結した契約を取り消すことはできない。

第1309条 未成年者は、婚姻が有効であるために必要とされる者の同意と立ち会いのもとに婚姻契約の取り決めを作成したときは、婚姻契約に記載された取り決めを取り消すことはできない。

第1310条 未成年者は、自己の故意による不法行為 (délit) または過失による不法行為 (quasi-délit) が引き起こした債務を取り消すことはできない。

第1311条 未成年者は、未成年のときに署名した契約を成年に達したときに追認した場合は、その契約が形式において無効であってもまた単に取り消しの理由であっても、未成年のときに署名した契約の取り消しを受理されない。

第1312条 未成年者、禁治産者または婚姻している女性は、その資格において、契約を取り消してもらうことが認められるときは、その契約の結果、未成年、禁治産または婚姻の間に支払われた物の返還を要求することはできない。但し、すでに支払われた物がそれらの者にとって利益になることが証明されたときはこの限りでない。

第1313条 成年は、本法典が定める特別な場合と特別な条件のもとでなければ、過剰損害を理由として契約を取り消すことはできない。

第1314条 不動産譲渡および相続の分割について未成年者または禁治産者に要求さ

『1804年ナポレオン民法典』（4）（中村）

れる形式が満たされたときは、その行為に関しては成年になってまたは禁治産以前に行ったものとみなされる。